

第6章 計画の推進にあたって

より多くの府民に理解と共感を広げながら、男女共同参画の取組を進めていくため、大阪府の推進体制を整備するほか、ドーンセンターを拠点として、様々な主体との協働の枠組みを構築し、総合的かつ効果的な取組を推進します。

1. オール大阪での連携の推進

市町村、女性センター・男女共同参画センター、NPO、企業、大学、経済団体、労働組合、関係団体等とのネットワークを構築し、連携・協働して一体となって取組を進めます。

2. 大阪府の推進体制

○大阪府男女共同参画推進本部

知事を会長とし、男女共同参画社会の実現に向けた大阪府の諸施策を総合的かつ効率的に推進します。

○大阪府男女共同参画審議会

大阪府附属機関条例に基づく大阪府の附属機関で、大阪府が実施する男女共同参画の推進に関する施策の重要事項について、調査審議します。

○大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

大阪府の男女共同参画を推進する拠点施設として、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性団体等への活動の場の提供や相談等の充実・強化を図ります。また、同センターを中心に市町村、市町村の男女共同参画センター、女性団体、NPO、大学など多様な主体同士の連携・協働を一層進め、互いの経験や情報の共有を図りながら、事業の推進に努めます。

3. 市町村との連携

男女共同参画施策に携わる市町村職員を対象とした研修、各種会議の開催や先進的取組の情報提供等により、男女共同参画の推進に市町村と連携・協働して取り組みます。また、市町村の相談員等を対象とした研修を実施し、市町村における相談事業を支援するとともに、支援の質の向上に努めます。さらに、市町村の状況の把握に努め、女性活躍推進法に基づく推進計画等の策定に向けた取組を促進します。

4. 計画の進行管理及び検証・改善

毎年度、事業計画で掲げた目標指標に対する達成度を把握し、「大阪府の男女共同参画の現状と施策」等を通じ、その内容を府民のみなさんにわかりやすく示します。